



男女共同参画の推進を 阻害する行為の制限

男女共同参画の推進を阻害する行為として、次のとおり定めました。

性別による権利侵害の禁止

- 性別による差別的取扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- 配偶者間などの男女間における暴力的行為

公衆に表示する情報に関する留意

- 性差別、性別による固定的な役割分担
又は暴力的行為を助長する表現
- 著しく性的感情を刺激する表現

基本的施策など

基本理念にしたがって、市が実施する基本的な施策などを定めました。

男女共同参画計画、年次報告

男女共同参画の推進のための具体的な施策を定める「男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいた施策の実施状況を「年次報告」として公表します。

附属機関等への共同参画の機会確保

審議会委員の男女の数の均衡への配慮や女性職員の職域拡大等、市自ら、男女の均等な参画の機会の確保に努めます。

市民等の理解を深める措置、男女共同参画推進月間

広報・広聴活動や男女共同参画推進月間の実施を通じて、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるよう努めます。

家庭生活における活動とその他の活動の両立の支援

家庭生活における活動と仕事、地域活動等との両立支援に努めます。

雇用等の分野における男女共同参画の推進

事業者が男女共同参画を推進できるようにするため、情報提供等の支援に努めるとともに、男女共同参画の取組を積極的に行っている事業者の表彰を行います。

男女平等の視点に立つ学校教育及び社会教育の推進

男女平等の視点に立つ学校教育及び社会教育の推進に必要な取組を行います。

市民等からの申出の処理

市の男女共同参画に関する施策についての苦情・提案や男女共同参画に関する人権侵害の相談について、市民等からの申出を処理する苦情処理委員会を設置し、その処理結果により、市長が必要な措置を行います。

男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議や施策の実施状況について意見陳述等を行う男女共同参画審議会を設置します。